

する場合も同様とする。

2 第1項に規定する四半期の期間は以下のとおりとする。

- (1) 第1四半期を 4月1日から 6月30日まで
- (2) 第2四半期を 7月1日から 9月30日まで
- (3) 第3四半期を 10月1日から 12月31日まで
- (4) 第4四半期を 1月1日から 3月31日まで

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、委託業務のうち維持修繕業務及び保守点検管理業務以外の業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

(委託業務の内容の変更、中止等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、その内容を乙に書面により通知して、業務の仕様若しくは業務に関する指示を変更し、又は業務を一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(損害賠償)

第8条 委託業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした場合も含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(完了報告及び検査)

第9条 乙は、四半期毎の業務が完了したときは、速やかに委託業務実績報告書(様式第2号)を甲に提出するものとする。

2 前項に規定する報告書の提出時期は、翌月15日までに、第4四半期については3月31日までにそれぞれ提出するものとする。

3 甲は、第1項に規定により報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に当該報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託事業の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

4 甲は、前項の規定による検査により、委託事業の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

5 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

6 第1項及び第3項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

(委託料の支払)

第10条 甲は、業務を円滑に執行するため、乙の請求により確定額の4分の1の額と四

半期ごとの維持修繕業務の執行額を合算した額を支払うものとする。

- 乙は、第9条第3項（第6項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格した場合は、委託料請求書（様式第3号）を甲に提出するものとする。
- 甲は、前項の規定により委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払うものとする。

（検査の遅延）

第11条 甲がその責めに帰すべき理由により第9条第3項の期間内に検査をしないときはその期間を経過した日から検査した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとする。

（遅延利息）

第12条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払額に対して、年 パーセント^(注1)の割合で計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

注1 令和8年4月1日において適用される政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

（違約金）

第13条 甲は、乙が自己の責めに帰すべき理由により、毎日の業務を欠いた場合は、当該日1日につき契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年 パーセント^(注2)の割合で計算した違約金を徴収する。

注2 令和8年4月1日において適用される会計規則第117条第1項の規定に基づく違約金の徴収率とする。

（履行の追完請求）

第14条 甲は、乙が実施した業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

- 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。
- 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

（甲の催告による解除権）

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第2条若しくは第

- 7条3項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
(2) その他この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、その責めに帰すべき理由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約締結若しくは委託業務の実施について、乙に不正行為があったとき。
- (3) 乙が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したとき。
- (4) 第19条1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合の契約保証金)

第17条 前2条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

※ 契約保証金を免除する場合には次のように改める。

第17条 前2条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契

約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払いがあった後においても適用するものとする。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第15条又は第16条に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲はこれらの規定による契約の解除をすることができない。

(乙の催告による解除権)

第19条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の変更に伴い、委託料が当初の委託料の3分の1以下となるとき。
- (2) 第7条第1項の規定による委託業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 前2条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除の場合における委託料の返還)

第22条 乙は、第15条又は第16条の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより委託料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納の額につき年 パーセント^(注3)の割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

注3 令和8年4月1日において適用される会計規則第117条第1項の規定に基づく違約金の徴収率を適用する。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第23条 乙は、第15条又は16条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

2 甲は、第19条又は第20条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

3 前各項の賠償額は、甲、乙協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第24条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合は、その限りでない。

(不当介入に対する措置)

第25条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、不当介入報告・届出書(様式第4号)により甲に報告するとともに、警察官に通報しなければならない。

(秘密の保持)

第26条 乙の代表者又は使用人、従事者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(文書保存)

第27条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和9年4月1日から5年間保存しなければならない。

(補 則)

第28条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県

代表者 岩手県知事 達 増 拓 也 印

乙 住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ 印